

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、2015年1月30日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0130第1号」にて、別掲項目の検体検査実施料が2015年2月1日より新規適用されることになりました。取り急ぎご案内いたしますので、よろしくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

■「検査実施料」の新規収載

●実施料が新設された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D014 自己抗体検査					
29	IgG ₂	ネフェロメトリー法	388	免疫 144	*1
N005-2 ALK 融合遺伝子標本作製					
-	BRAF V600	リアルタイム PCR 法	6,520	病理 150	*2

[注]

- *1: ア IgG₂は、区分番号「D014」自己抗体検査「29」IgG₄の所定点数に準じて算定する。
イ 本検査は、ネフェロメトリー法による。
ウ 本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- *2: ア BRAF V600は、区分番号「N005-2」ALK融合遺伝子標本作製の所定点数に準じて算定する。
イ 本検査は、根治切除不能な悪性黒色腫患者に対して、BRAF阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、リアルタイムPCR法により行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

以上